

長浜市発達支援センターの概要

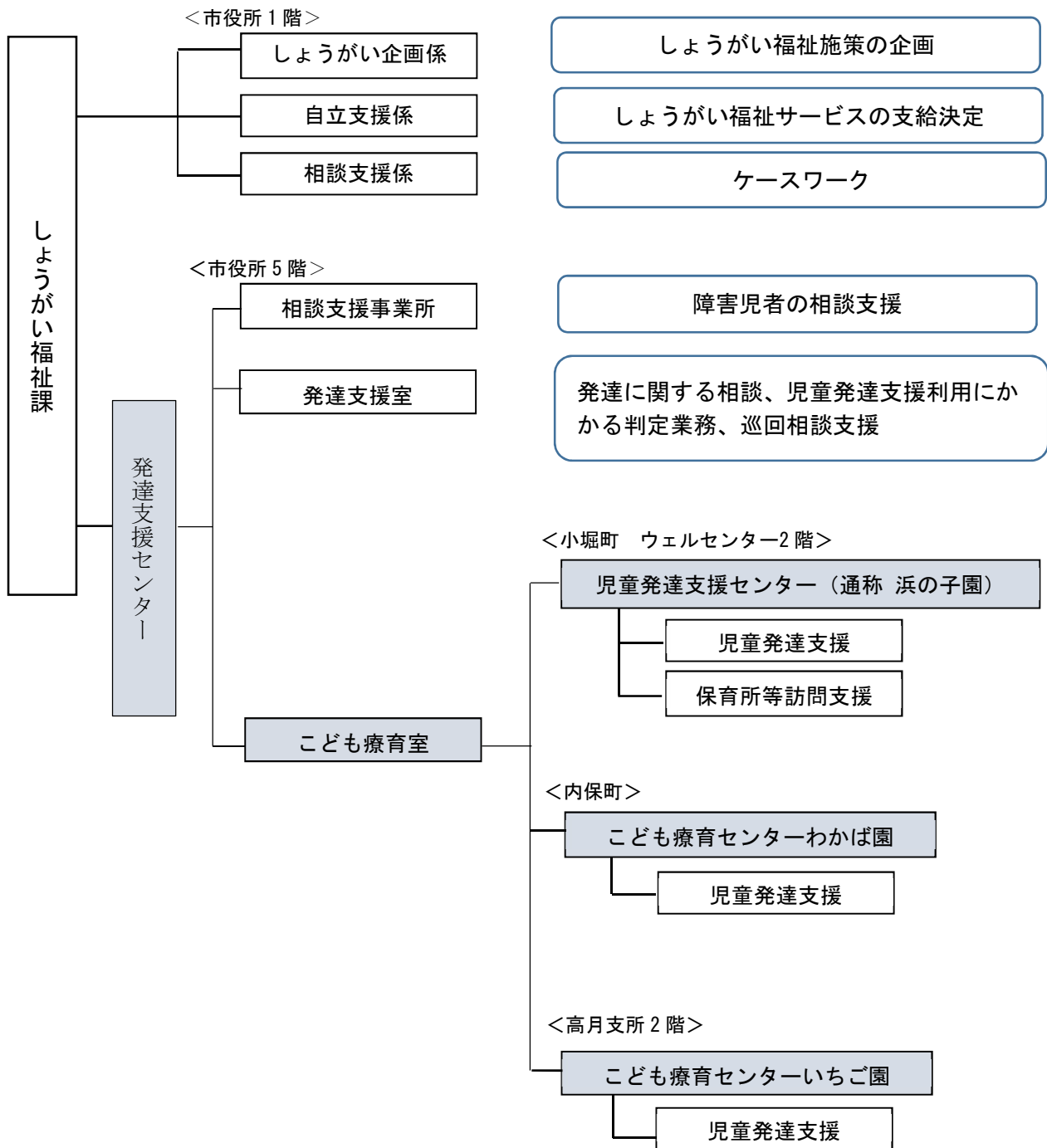
1)沿革

昭和 51 年 6 月	長浜市に浜の子園の前身となる親子教室（※）開設。
昭和 54 年 4 月	東浅井郡広域行政組合にわかば教室の前身となる親子教室開設。
昭和 56 年 4 月	伊香郡病院組合にいちご教室の前身となる親子教室開設。
昭和 58 年 4 月	長浜市の親子教室が「浜の子園」に改称し、心身障害児通園事業開始。
昭和 62 年 4 月	伊香郡病院組合の親子教室が「伊香郡病院組合いちご教室」に改称し、心身障害児通園事業開始。
平成 6 年 4 月	東浅井郡広域行政組合の親子教室が「東浅井郡広域行政組合わかば教室」に改称し、心身障害児通園事業開始。
平成 9 年 2 月	長浜市中心身障害児通園事業浜の子園療育検討委員会要綱を定める。
平成 11 年 6 月	わかば教室が浅井町小室に移転し、「東浅井郡広域行政組合障害児通園（デイサービス）事業わかば教室」と改称。
平成 18 年 2 月	長浜市と浅井町、びわ町が合併。 浜の子園が「長浜市こども療育センター浜の子園」、わかば教室が「長浜市こども療育センターわかば園」と改称。
平成 20 年 10 月	わかば園が小室町から内保町に移転。
平成 21 年 4 月	全年齢対象の発達検査・発達相談機関として、長浜市発達支援センター開設。
平成 21 年 9 月	いちご教室が伊香郡病院組合から高月町へ移管。
平成 22 年 1 月	長浜市、虎姫町、湖北町、伊香郡 4 町が合併。 いちご教室が「長浜市こども療育センターいちご園」に改称。
平成 24 年 4 月	発達支援センターの発達検査・発達相談業務の一部を健康推進課（乳児期）、教育センター（義務教育期）に移管。
平成 26 年 4 月	浜の子園、発達支援センター、ことばの教室（ながはま教室）を統合し、ながはまウェルセンターに「長浜市児童発達支援センター」開設。 ことばの教室を「個別療育」として児童発達支援の対象を拡充すると同時に、保育所等訪問支援事業を開始。 障害児の福祉サービス利用支援のため、児童発達支援センター内に「長浜市相談支援事業所」開設。
令和 2 年 4 月	児童発達支援センターから発達検査・発達相談業務（旧発達支援センターの業務）を分離し、しょうがい福祉課の課内室として発達支援室設立。
令和 4 年 4 月	児童発達支援センターから長浜市相談支援事業所の事業を、しょうがい福祉課相談支援係に移管する。 療育の心理判定員を発達支援室へ配置換えをする。
令和 4 年 10 月	集団療育と個別療育を一体化して、通所療育とする。
令和 5 年 4 月	児童発達支援センター、わかば園、いちご園を「こども療育室」として位置づけ、こども療育室、発達支援室、相談支援事業所を集約して、しょうがい福祉課内に新たに「発達支援センター」を設立。

※現在、健康推進課で実施している親子教室とは異なる。

2)令和5年度 組織体制

長浜市しょうがい福祉課 組織図



3)令和5年度 職員体制

発達支援センター所長 (子ども療育室長 相談支援事業所長)					
副所長 (保育所等訪問支援 児発管※)			副所長 (発達支援室長)		
子ども療育室					
児童発達支援センター (通称 浜の子園)		わかば園	いちご園		発達支援室
園長 1	事務	園長 1	園長 1	室長 1	係長(兼) 1
【こあらG】 GL(児発管) 1 指導員 7	係長(兼) 1 事務 1	GL 1 児発管 1 指導員 6 (うち非常勤 2)	GL(児発管) 1 指導員 6	心理判定員 5 (育休 1) 発達障害者支援ケアマネージャー 1 アウトリーチ支援員 1 特定事務 1	相談支援専門員 5
【ばんだG】 GL(児発管) 1 指導員 7					
【保育所等訪問支援】 GL 1 支援員 2					
作業療法士(非常勤2) 指導員(育休) 1					
25人		9人(非常勤含む)		10人	6人

※児発管 = 児童発達支援管理責任者

合 計 59人

1) 児童発達支援事業

1 事業の目的

児童福祉法第6条の2の2第2項の規定に基づき、市内に在住する就学前のしょうがいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供する。また、しょうがい児の保護者に対し、子育てや発達に関する相談支援を提供する。

2 事業の概要

発達に支援が必要な児童が児童発達支援センターやこども療育センターへ通園し、一人ひとりの特性にあわせた集団もしくは個別の指導を受けることで、日常生活における基本的動作の習得や集団生活に適応する力を身につける。また、保護者に対して子育てや発達に関する相談などの支援を行う。

3 対象児

0～5歳児で、知的発達、運動発達等の遅れの有無は問わない

- (A) 重症心身障害および身体障害がある
- (B) 0～3歳児で知的発達の遅れがある
- (C) 4～5歳児で知的発達の遅れがある
- (D) 4～5歳児で知的発達の遅れがない

※療育内では、上記のような分類によりグループ編成を行う。

4 支援内容

一人ひとりの発達状況に応じた個別支援計画に基づいて支援をする。

- ・運動遊びなどで楽しみながら、からだの使い方を身につける。
- ・見る、聞く、さわるなどの経験を通して、感覚の働きを高める。
- ・スキンシップ遊び、親子遊び、集団遊びを通して大人との信頼関係を深め、友だちへの関心を高める。
- ・小集団や個別の活動を通して社会性を身につけ、生活していくうえでの必要なルールやスキルを学ぶ。

※親子分離の時間を30分～1時間程度設ける。その間に、保護者グループでの話し合いやミニ勉強会などを行う。

2) 保育所等訪問支援事業

1 事業の目的

児童福祉法第6条の2の2第5項の規定に基づき、発達に支援が必要な就学前の児童が在籍する保育所等（以下「園」という）を児童発達支援センターの職員が訪問し、当該児童が他の児童との集団生活に適応できるよう専門的な支援を行う。

2 事業の概要

本事業の利用を決定された以下の児童の在籍する園に、訪問支援員、心理判定員等が訪問し、児童への支援や園職員への助言等を行う。

3 対象児

- (1) 療育の利用希望はあるが、就労などの家庭事情により通所困難な児童
- (2) 療育利用中に通所困難となった児童
- (3) 療育利用は終了するが、集団（園）での支援方法の確立が必要な児童
- (4) その他、集団不適應の課題を有する児童

4 支援内容

- ・ 直接支援 生活の流れや活動の妨げにならないよう十分配慮しながら、訪問支援員が集団活動に加わって児童本人に直接支援を行う。
- ・ 間接支援 集団生活の様子を観察して、園職員に支援方法の提案を行う。
- ・ 個別支援 園の一室を借りて、指導員が児童本人に対して支援を行う。

3) 児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業の状況(令和5年10月1日現在)

1 年齢構成

事業所名	区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
児童発達支援センター浜の子園	通所	0	1	16	23	29	19	88
	訪問	0	0	1	5	9	13	28
こども療育センターわかば園	通所	0	0	2	14	13	10	39
こども療育センターいちご園	通所	0	0	9	11	11	11	42
合計(人)		0	1	28	53	62	53	197
割合(%)		0	0.5	14.2	26.9	31.5	26.9	100

2 保育所等の利用状況

	区分	就園	未就園	合計
3園合計	通所	152	17	169
	訪問	28	0	28
合計(人)		180	17	197
割合(%)		91.4	8.6	100

3 診断名等

	区分	知的障害	ASD	ADHD	先天性疾患	染色体異常	その他	計	診断率(%)	未診断
3園合計	通所	1	8	1	6	4	4	24	14.2	145
	訪問	0	0	0	0	1	2	3	10.7	25
合計(人)		1	8	1	6	5	6	27	13.7	170
割合(%)		0.5	4.1	0.5	3.0	2.5	3.0	13.7	13.7	86.3

4 手帳の有無

	区分	療育手帳	身体障害者手帳	合計	取得率(%)
3園合計	通所	3(3)	6(3)	9(3)	5.3
	訪問	0	1	1	3.6
合計(人)		3(3)	7(3)	10(3)	5.1
割合(%)		1.5	3.6	5.1	5.1

※()書き3名複数手帳あり

5 利用期間

事業所名	区分	新規	半年以内	半年を超え 1年以内	1年を超え 2年以内	2年を超え 3年以内	3年を超え 4年以内
3園合計	通所	26	55	36	41	11	0
	訪問	10	14	4	0	0	0
合計(人)		36	69	40	41	11	0
割合(%)		18.3	35.0	20.3	20.8	5.6	0.0

6 利用児数

年度	通所 (総数)	通所 (新規)	訪問 (総数)	訪問 (新規)	待機児童 ※各年10月1日時点
令和3年度	211	95	15	5	27
令和4年度	243	116	28	10	11
令和5年 ※10月1日現在	202	85	38	32	0

※参考 民間事業所等の利用状況

年度	単独利用	併用利用
令和3年度	14	2
令和4年度	22	11
令和5年 ※10月1日現在	18	17

7 支援変更・更新児数

年度	支援変更児		支援更新児	
	通所 (通所→訪問)	訪問 (訪問→通所)	通所	訪問
令和3年度	12	0	136	6
令和4年度	16	0	117	11
令和5年度 ※10月1日現在	7	0	62	1

8 支援移行児数・就学による終了児数

年度	支援移行児数	就学(3月末) による終了児数
令和2年度	31	72
令和3年度	36	49
令和4年度	73	60
令和5年度 ※10月1日現在	38	56 (見込み)

※ 相談支援事業所実績

年度	計画作成数			サービス利 用申請数
	児童発達支援	保育所等訪問支援	モニタリング	
令和3年度	167	10	127	131
令和4年度	217	18	152	127
令和5年度 ※10月1日現在	76	18	75	65

4) 研修会

(1) 保護者研修会（発達支援センターこども療育室 主催）

日程	内容	講師	対象	参加人数
R5. 7. 14	保護者座談会	療育OBの方	療育利用中・利用終了児の保護者	74
R5. 11. 7	乳幼児期のコミュニケーションの発達と子育てで大切にしたいこと	奈良女子大学 准教授 狗巻 修司 氏	療育利用中・利用終了児の保護者、民間事業所利用の保護者	
R6. 1. 25 (予定)	就学についての研修会	教育関係者 特別支援教育推進室職員	療育利用中・利用終了児の保護者、民間事業所利用の保護者	

(2) 職員研修会

日時	内容	講師	対象	参加人数
R5. 5. 19 (Zoom)	社会的コミュニケーション発達が気になる子への療育と保護者支援 (滋賀県障害児療育連携協議会)	東京経営短期大学 こども教育学科 尾崎 康子 氏	センター職員	37
R5. 8. 21	支援者研修会 (発達支援センター)	キミヤーズ塾長 村上 公也 氏	センター職員 市内校園職員 民間事業所職員 関係部署職員	42
R5. 12. 4 (Zoom)	療育研修会 (滋賀県小児保健医療センター)	滋賀県小児保健 医療センター職員	センター職員	

5) 事業所評価

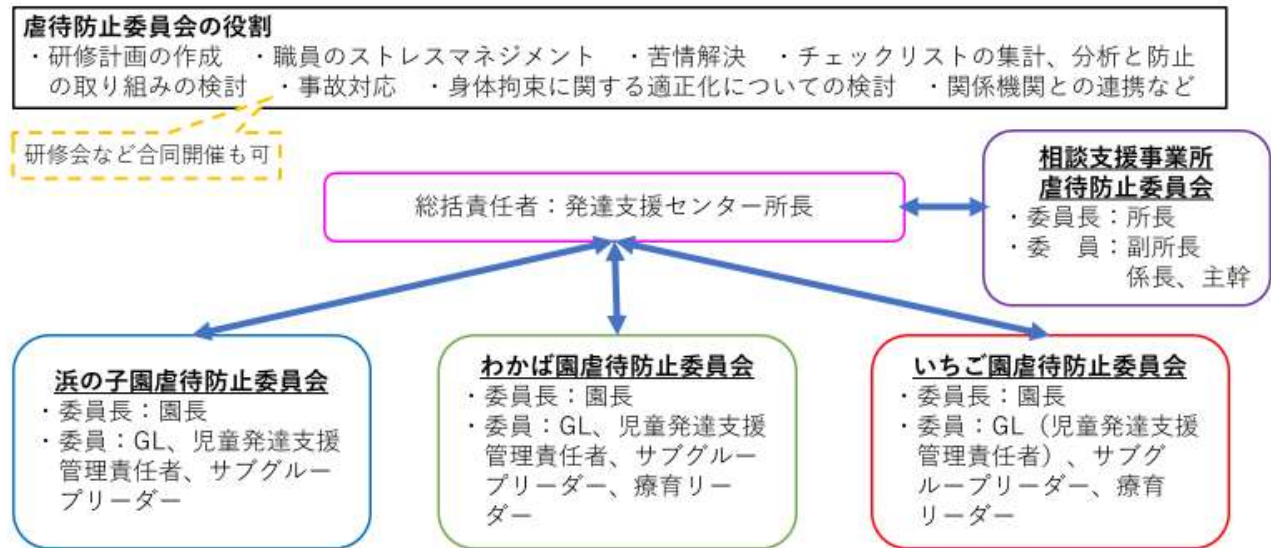
- ・ 児童発達支援及び保育所等訪問支援評価（保護者アンケート）
9月に実施。
- ・ 児童発達支援自己評価
3月に各園で実施し、県に報告。

6) 虐待防止委員会

(1) 虐待防止委員会の体制

令和5年度 長浜市発達支援センター虐待防止委員会の体制

※虐待防止委員会設置事業所(児童発達支援センター・わかば園・いちご園・相談支援事業所)



(2) 実施状況

日程	内容	参加者
R5. 9. 1	(課内研修)「児童虐待」について 講師：家庭児童相談室	全職員 (3園合同開催)
R5. 10~12月	(話し合い) 不適切な支援について	全職員 (各園で実施)
R5. 11月	チェックリストの実施	全職員
R6. 3月	(課内研修)「ヒヤリハット事例」の報告	全職員 (3園合同開催)

7)地域支援（民間児童発達支援事業所との連携）

（1）児童発達支援事業所連絡会

事業所間の連携を図るために、事業所連絡会を開催した。
 今後は基幹相談支援センター主催の事業所連絡会に統合する。

第2回 児童発達支援事業所連絡会	
日時：令和5年6月8日（木）11:00～12:15	
場所：長浜市児童発達支援センター	
参加者：【民間事業所】2事業所	
こども発達サポートカラフル コペルプラス長浜駅前教室 発達支援センター	児童発達支援管理責任者 児童発達支援管理責任者、指導員 所長 係長 主幹
発達支援センター浜の子園 こども療育センターわかば園 こども療育センターいちご園	副所長、児童発達管理責任者、GL GL 児童発達支援管理責任者
内容：・長浜市の体制について ・児童発達支援センターの中核機能について ・情報交換 など	

（2）研修機会の提供

市内の民間児童発達支援事業所の職員・保護者に、発達支援センター（こども療育室）主催の保護者研修会や支援者研修会（職員向け）の案内をしている。

日程	内容	講師
R5. 8. 21	支援者研修会	キミヤーズ塾長 村上 公也 氏
R5. 11. 7	乳幼児期のコミュニケーションの発達と子育てで大切にしたいこと	奈良女子大学 准教授 狗巻 修司 氏
R6. 1. 25 (予定)	就学についての研修会	教育関係者 特別支援教育推進室職員

（3）個別ケースの連絡会

公設3事業所と民間事業所との併用ケース、また、公設事業所の利用終了後、民間事業所を利用されるケースもあり、個々のケースについて連絡会を行い、子どもの支援についての情報共有や引き継ぎを行っている。

民間事業所との連絡会実施ケース数

	4月	5月	6月	9月	10月	合計
併用ケース	1	1	5	2		9
引継ぎケース			1	2	1	4
合計	1	1	6	4	1	13